

沖縄県立総合教育センター
沖縄県教育情報ネットワーク管理運用規程

平成29年8月28日 所長決裁

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、沖縄県教育情報ネットワーク利用規程に基づき、沖縄県教育情報ネットワークの管理及び運用について、必要な事項を定める。

(沖縄県教育情報ネットワーク)

第2条 沖縄県教育情報ネットワークは、県立総合教育センターが設置するLAN及びそれに接続する県立学校等の校内LANで構成されるネットワークをいう。

(ドメイン名)

第3条 沖縄県教育情報ネットワークのドメイン名は、open.ed.jpとする。

(沖縄県教育情報ネットワークの利用目的)

第4条 沖縄県教育情報ネットワークは、学校の教育活動、児童生徒の学習活動を支援することを目的として、サービスを提供するものである。

(適用範囲)

第5条 この規程は、沖縄県教育情報ネットワークを構成するすべてのLAN及びそれに接続する情報端末、第6条に該当するネットワークを利用できる者に対して適用される。

(沖縄県教育情報ネットワークの利用資格)

第6条 沖縄県教育情報ネットワークを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 沖縄県教育委員会により県立学校に採用された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条1項に該当する職員
- (2) 県立学校のPTAによって採用された職員のうち、当該県立学校の校長が接続を認めた者
- (3) 県立総合教育センター職員及び長期研修員
- (4) 県立学校に在籍する児童生徒で、教職員の監督の下にある者
- (5) その他、県立総合教育センター所長が利用を認めた者

(無線LANの利用資格)

第7条 沖縄県教育情報ネットワークに接続された県立学校の無線LANを利用できる者（以下「無線LAN利用者」という。）は、次の各号に掲げた者とする。

- (1) 沖縄県教育委員会により県立学校に採用された教職員のうち、児童生徒の授業を担当する者

(2) 県立学校に在籍する児童生徒で、教職員の監督の下にある者

(沖縄県教育情報ネットワークの管理運用及び保守の範囲)

第8条 沖縄県教育情報ネットワークの管理運用は県立総合教育センターが行う。

2 県立総合教育センターの保守の範囲は、県立総合教育センター内のネットワークとし、学校内又はその他のネットワーク障害については関係機関と連携する。

(ヘルプデスクの設置)

第9条 沖縄県教育情報ネットワーク及び学校のネットワーク障害や県立総合教育センターが提供するネットワークに係るサービスについて、県立学校担当者への支援を行うため、県立総合教育センターにヘルプデスクを設置する。

(禁止事項)

第10条 沖縄県教育情報ネットワークを利用した通信において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 人権の侵害、個人情報の漏洩、第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 著作権等の知的財産権及び肖像権を侵害する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 虚偽の情報を発信する行為
- (5) 他者の名誉・信用を傷つける行為、及びプライバシーを侵害する行為
- (6) 営利目的の行為、及び法令に違反する行為
- (7) 生徒用セグメント及び無線LANセグメントで個人情報等を扱う行為
- (8) 個人所有のコンピュータ、無線情報端末、教育用コンピュータ等を教師用セグメントで利用する行為
- (9) ネットワーク機器及び各種サービスへのログインID・パスワード、設定条件等を第三者へ他言する行為
- (10) ネットワーク通信を阻害する行為
- (11) ファイル共有ソフト等、ネットワーク全体を脅かす恐れのあるアプリケーションソフトのインストール及びそれらを利用する行為
- (12) ネットワーク運用に支障を来す恐れのあるアプリケーションソフトのインストールやサイトへのアクセス
- (13) 沖縄県教育情報ネットワークのコンテンツフィルタリングを回避する行為
- (14) 県立総合教育センターの許可なく、ネットワークに無線通信機器を接続し、無線通信が可能となる環境を構築する行為
- (15) 沖縄県教育情報ネットワークに県立総合教育センターが指定する機種以外のアクセスポイントを設置し、ネットワークに接続する行為
- (16) 無線情報端末に設けられた制限を解除し、製造者や管理責任者の意図しない状態でネットワークに接続する行為
- (17) 前各号に掲げるもののほか、法令及び社会慣行に反する行為

(利用の停止)

第11条 第4条、第10条及び第17条に抵触する行為や公開に相応しくないWebページ、電子メール等の発信等、県立総合教育センター所長がネットワークの利用停止が妥当と判断した場合は、事前に予告することなく、ネットワークの利用停止及びWebページの内容の一部又はすべてを削除する。

(障害発生時の対応)

第12条 沖縄県教育情報ネットワークに障害又は不具合が生じた場合は、県立総合教育センター所長は、速やかに復旧措置を講ずるものとする。

(運用の停止)

第13条 県立総合教育センター所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、沖縄県教育情報ネットワークの運用を停止することができる。

- (1) ネットワークの点検、保守若しくは改良を行う場合又は回線接続先の電気通信事業者が設備の点検、保守の作業を行う場合
- (2) 天災等の不可抗力により停電、その他の障害が生じた場合
- (3) その他やむを得ない事由があると認める場合

2 県立総合教育センター所長は、ネットワークの運用を停止する場合には、可能な限りネットワークを利用する県立学校等に事前に通知する。ただし、緊急かつやむを得ない場合はこの限りではない。

(免責事項)

第14条 天災、停電、事故、その他の障害によるデータの消失等に対して、県立総合教育センターは責任を負わない。

2 通信データの漏洩等によって、利用者及び第三者に生じた不利益に対して、県立総合教育センターは責任を負わない。

第2章 沖縄県教育情報ネットワークの物理的構成及び利用に関する要件

(IPアドレスの配布)

第15条 県立総合教育センターは、沖縄県教育情報ネットワークに接続する県立学校等に、プライベートIPアドレスを配布する。IPアドレスの範囲は別に指定する。

(県立学校における校内ネットワークの形態)

第16条 県立学校における校内のネットワークセグメントを次の各号のとおりとする。

- (1) 教師用セグメント
- (2) 生徒用セグメント
- (3) 無線LANセグメント

2 個人情報を取り扱えるのは教師用セグメントのみとする。

(校内ネットワークに接続できるコンピュータ及び情報端末)

第17条 校内ネットワークに接続できるコンピュータ及び情報端末と校内ネットワークのセグメントは次の各号に従うこと。なお、校内ネットワークへ接続するコンピュータ等については、指定のウイルス対策ソフトウェアがインストールされるなど、セキュリティ対策が講じられていることとする。

- (1) 教育庁が整備した校務用コンピュータ(校務用端末)は教師用セグメント以外への接続を禁止する。
- (2) 教育庁が整備した教育用コンピュータ(教育用端末)は生徒用セグメント及び無線LANセグメントに接続するものとし、教師用セグメントへの接続を禁止する。
- (3) 学校が整備したコンピュータ(備品端末)は、生徒用セグメント及び無線LANセグメントに接続するものとする。
- (4) 教職員の個人用端末は、校長の許可を得たうえで、生徒用セグメント及び無線LANセグメントに接続するものとし、教師用セグメントへの接続を禁止する。
- (5) 特別な配慮を要する児童生徒の就学奨励費で購入した個人用端末は、無線LANセグメントに接続するものとし、教師用セグメント及び生徒用セグメントへの接続を禁止する。無線LANセグメントへの接続は、在籍期間内とする。

(利用申請)

第18条 沖縄県教育情報ネットワークを利用、停止、変更する学校等の長は沖縄県教育情報ネットワーク利用に関する申請書類を県立総合教育センター所長へ提出し、その許可を受けなければならない。申請の様式は別に定める。

(無線LAN利用申請)

第19条 学校内で無線LANを利用する学校等の長は、無線LAN設置に関する申請書類一式を県立総合教育センター所長へ提出しなければならない。申請の様式は別に定める。

2 要件を満たしたアクセスポイントをネットワークに接続し、利用者はそのアクセスポイントを利用しなければならない。要件を満たしていないアクセスポイントをネットワークに接続することは禁止する。要件については別に定める。

3 ネットワークへの接続可能な無線情報端末のOSは、総合教育センターIT教育班のサイトで案内する。それ以外のOSを搭載した無線情報端末を接続してはならない。

第3章 沖縄県教育情報ネットワークの提供するサービス

(Webページエリア及び校務用電子メールアドレス)

第20条 Webページエリア及び校務用電子メールアドレスの配布について次の各号に定める。

- (1) 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例及び沖縄県立学校の分校の設置に関する規則に定められ

た学校へWebページエリア及び校務用電子メールアドレスを配布する。

- (2) 沖縄県高等学校体育連盟、沖縄県高等学校文化連盟等の各団体で県立総合教育センター所長が適当と認めた団体については、Webページエリア及び代表電子メールアドレスを1アカウント配布するものとする。申請の様式は別に定める。

(業務用個別電子メールアドレス)

第21条 第6条に該当する教職員へ業務用の個別電子メールアドレスを配布する。この電子メールアドレスの詳細は別に定める。

(児童生徒用期限付き電子メールアドレス)

第22条 第6条に該当する児童生徒について、校長の申請により児童生徒用期限付き電子メールアドレスを配布する。この電子メールアドレスの詳細は別に定める。

(ソーシャルネットワークサービス及び動画共有サービスへのデータ配信)

第23条 県立学校による、ソーシャルネットワークサービス(以下「SNS」という)及び、動画共有サービス等へのデータ配信については次の各号に定める。

- (1) SNSにおいて、学校の公式SNSページを開設することを禁止する。
- (2) 学校が作成し学校教育に有益な動画等について、「沖縄県教育委員会 教育支援ビデオ OPEN EVチャンネル」へデータを送信し公開することができる。「沖縄県教育委員会 教育支援ビデオ」に関する規程は別に定める。

附則

(経過措置)

第17条(2)に定める教育用コンピュータについて、校務用コンピュータが整備されるまでの期間は、校務用コンピュータとして、教師用セグメントへ接続することができる。

(施行期日)

この規定は、平成29年9月1日より施行する。

(各規程の廃止)

「沖縄県教育情報ネットワークシステム管理規程」は廃止する。

「沖縄県教育情報ネットワーク無線LANの利用に関する規程」は廃止する。

「沖縄県教育情報ネットワーク無線LAN管理運用規程」は廃止する。